## 健康調査票

記入日:平成 年 月 日

重要書類のため、恐れ入りますが、年に一度のご記入にご協力ください。 デジタル書式け木園 Web トでダウンロードしていただけます

F:					ンタル書ェ	リス本原	I Web 上 Cク	ノワンロー	ドしていただけま	59。
ふりがな			性別		生年月	日		平熱	保険証利	重類(名称)
園児				平成	年	月	日			1
氏名			男・女	(	歳	73	□ か月)		記号	番号
				,	Jy.C		73 7 3 7			
ふりがな				₹	-					
保護者			住所							
氏名		柄()		(電話				)(携帯		)
定期的に通院が必要な病気等		・なし								
		・あり(:	名称:							)
		(緊急時の処	置法:							)
過去にした病気・怪我 (伝えておきたいもの)		・なし								
		・あり(名称							) (	歳の頃)
		(名称							) (	歳の頃)
体質		・気になる点			<b></b>					
		・発熱しやす							ある(回	)
		・風邪をひき						ある(	回 (原因:	)
		・扁桃腺がは					りやすい			
		・自家中毒に		61	・鼻血が					
		・下痢しやす!・便秘しやす!			・化膿し ・湿疹 <i>t</i>					
		・嘔吐しやす								
			y 1		・脱臼し	<b>ノやす</b> (	八(部位:			)
		・その他 (								)
アレルギー		・なし					<b>此自火</b>			
		・気管支喘息	中壳火		・アレル					
		・アトピー性/ ・食物アレル・		JI ÆS	・アレ	v+-	性結膜炎			,
			ナー(アレ	ハンソン .						)
		・その他(	L	- IB 4 I I	AA TIII 334	1 1344	- n-		m	)
			モーかあ	る場合は、	官埋宋袞	土か後	出、別書:	式にて評約	出を催認させて	いただきます。
アナフィラキシー の既往		・なし	の加架さ							,
		・あり(緊急時の処置法: )								
		・気になる点	<i>†</i> >1.							
食事		・少食である	a U	. 41	≘合がある	3.7 苹:	<b></b>			,
		・少食である ・偏食がある(苦手なもの:   ・食事に時間がかかる ・その他(								
		年齢	7777			三十七		幸)トのは	○一一	)
健診 (現場点に最も近 もの)		十	・なし	不))生	… 子 ハ・つ・	又1 <i>)                                    </i>	)连承(光)	差 / 工 ∪/1i	3等学识 	
		児健診	・あり	(						,
医療機関等の 発達相談の利用 健康・発達面でその他 伝えておきたい点		・なし	1 00.0	(						
		・過去にあり	<i>(</i> 内容・							١
		・現在利用中								)
		1 元红州州中	・台ピソノ							
		医療機関名				医	師名			
主治医			 							
		所在地				電	話番号			

## 日本スポーツ振興センターへの加入について

本園では、お子様の不慮の災害に備え独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。

幼稚園の管理下でお子様が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。 共済掛金は1人年額295円(幼稚園負担額100円)となります。うち、保護者負担額195円を 在園期間中の毎年4月に 保育料と共に引き落としさせていただきます。

全園児漏れな〈加入した〈思いますので、下記の内容をご理解のうえ同意〈ださいますようお願いいたします。なお、同意書はご提出〈ださい。

1 給付の種類と給付される場合

幼稚園の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病(ガス中毒、溺水、日射病、漆等による 皮膚炎など法令で定めのあるもの)の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金 及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、幼稚園の管理下とは、次の場合をいいます。

保育中(特別活動中を含む。) 休憩時間中及び幼稚園の定めた特定時間中幼稚園の教育計画に基づ〈課外指導中 通常の経路及び方法による通園中(登降園中)

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第5条によります。]

医療費 医療保険並みの療養に要する費用の 4/10(そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)が支給されます。初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう 10 割分)が 5,000 円以上(したがって、医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、その 3 割分の 1,500 円以上を負担したもの)の場合が給付の対象となります。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められています。)に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額が給付されます。

障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770万円(1級)から82万円(14級)が給付されます。

(通園中の場合は、1,885 万円から 41 万円)

死亡見舞金 2,800 万円が給付されます。

(運動などの行為と関連しない突然死及び通園中の場合は、1,400万円)

3 給付基準

同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は初診から最長 10 年間行われます。 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって 消滅します。

損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。

同 意 書

山梨学院幼稚園 殿

山梨学院幼稚園が日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、

在園する間、上記園児が加入することに同意します。

平成 年 月 日

ロギャイク	rn
保護者氏名	印